

計画の策定経過

年月日	内容
平成25年6月上旬	「健康なご21プラン」評価アンケート関係各課へ実施
平成25年7月25日	第1回幹事会 「序章 計画改定にあたって、Ⅰ章 名護市の概況と特性、Ⅱ章 前計画の評価について」
平成25年7月30日	第1回策定部会 「委嘱状交付、序章 計画改定にあたって、Ⅰ章 名護市の概況と特性、Ⅱ章 前計画の評価について」
平成25年10月2日	第2回幹事会 「Ⅱ章 課題別の実態と対策について」
平成25年10月22日	第2回策定部会 「Ⅱ章 課題別の実態と対策について」
平成25年12月20日	第3回幹事会 「Ⅱ章 追加部分、Ⅲ章 地域別の現状、Ⅳ章 計画の推進について、キャッチフレーズについて」
平成26年1月10日	第3回策定部会 「Ⅱ章 追加部分、Ⅲ章 地域別の現状、Ⅳ章 計画の推進について、キャッチフレーズについて」

名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市附属機関の設置に関する条例（平成16年条例第5号）別表に規定する名護市地域保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市長は、地域保健福祉計画その他の保健、福祉、医療に係る計画を委員会に諮問し、委員会は、これを審議して答申することを所掌事務とする。

2 委員会は、前項の諮問の性質に応じて、部会を置くものとする。

3 前項の部会は、次の表のとおりとする。

部会	対象となる計画
名護市地域保健福祉計画策定部会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画
名護市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定部会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保健事業計画
名護市障害者計画及び障害福祉計画策定部会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定による障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による障害福祉計画
名護市健康増進計画等策定部会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び地域保健法に基づく健康増進計画
沖縄愛楽園将来構想策定部会	地域の保健、福祉、医療に係る国立療養所沖縄愛楽園の将来構想
名護市健康増進協議部会	名護市健康増進計画及び市民の健康増進に関する事項の推進

4 前項の各部会（以下「個別部会」という。）は、当該対象となる計画に関し審議又は進捗等について評価することができる。

5 個別部会は、諮問のあった事項に関し、第4条に規定する部会長の名で答申することができる。

(組織)

第3条 個別部会は、8人以内の部会員で構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 個別部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置くものとし、部会員のうちから互選により選任する。

2 部会長は、個別部会の会務を総理し、個別部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(個別部会の会議)

第5条 個別部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 個別部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(個別部会間等会議)

第6条 委員会又は個別部会は、計画に関し個別部会間で協議することが必要と認めるときは、個別部会間等会議を開催し、会議することができる。

2 前項の場合において、会議の議長は、個別部会の部会長のうちから互選より選任するものとする。
(幹事会)

第7条 個別部会は、その所掌事務を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において行う。
(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 個別部会の運営に関する詳細は、個別部会運営要綱として健康福祉部長が定める。

附 則 (平成18年12月21日告示第90号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

(名護市地域福祉計画懇話会設置要綱の廃止)

2 名護市地域福祉計画懇話会設置要綱(平成7年告示第35号)は、廃止する。

(名護市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱の廃止)

3 名護市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱(平成17年告示第53号)は、廃止する。

附 則 (平成20年告示第75号)

この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

附 則 (平成20年10月22日告示第95号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月22日から施行する。

(国立療養所沖縄愛楽園の将来構想を検討する懇話会の設置に関する要綱の廃止)

2 国立療養所沖縄愛楽園の将来構想を検討する懇話会の設置に関する要綱(平成17年告示71号)は、廃止する。

附 則 (平成21年12月14日告示第127号)

この要綱は、平成21年12月14日から施行する。

名護市健康増進計画等策定部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市地域保健福祉計画基本運営要綱（平成18年告示第90号。以下「基本運営要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、名護市健康増進計画等策定部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議し、市長へ答申する。

- (1) 健康増進計画等に関する事項
- (2) その他健康増進計画等に関し必要な事項

(委員)

第3条 部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉分野の関係者
- (3) 関係団体の構成員
- (4) その他市長が必要と認める者

第4条 部会員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日又は評価報告の日までとする。

2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 部会長は、必要に応じて部会員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 基本運営要綱第7条の規定に基づき、部会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の表の者で構成する。

区分	構成
幹事長	市民福祉部長
副幹事長	こども家庭部長
幹事	(1) 健康増進課長 (2) 社会福祉課長 (3) 介護長寿課長 (4) 家庭政策課長 (5) こども政策課長 (6) 学校教育課長

3 幹事会は、次に掲げるものについて協議する。

- (1) 健康増進計画等の調査、研究を行うこと。
- (2) 部会に提出する原案及び資料に関すること。
- (3) 部会の円滑な運営に関すること。

4 幹事長は、必要に応じて幹事以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 幹事長は、幹事会における協議の経過及び結果を部会に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則（平成19年5月21日告示第40号）

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

附 則（平成25年6月19日告示第103号）

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市健康増進計画策定部会員名簿

	役 職	氏名	代表区分	現職名
1	部会長	松野 朝之	保健関係者	沖縄県北部福祉保健所
2	副部会長	山城 章裕	医療関係者	北部地区医師会病院 健康管理センター
3	部会員	新崎 博文	医療関係者	北部地区歯科医師会
4	部会員	成川 賢一	医療関係者	北部地区薬剤師会
5	部会員	金城 祥教	学識経験者	名桜大学
6	部会員	古堅 宗正	関係団体	名護市区長会
7	部会員	大城 美智子	関係団体	名護市男女共同参画推進 嘱託員
8	部会員	喜屋武 千賀子	関係団体	名護市商工会

名護市健康増進計画策定部幹事名簿

	役 職	氏名	所属職名
1	幹事長	照屋 秀裕	市民福祉部長
2	副幹事長	中村 彦次	こども家庭部長
3	幹事	伊波 勝枝	健康増進課長
4	幹事	本山 健次	社会福祉課長
5	幹事	野原 健伸	介護長寿課長
6	幹事	平良 宏美	家庭政策課長
7	幹事	上地 利夫	こども政策課長
8	幹事	大兼 康弘	学校教育課長